

報告第8号

平成25年度栗山町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度栗山町健全化判断比率について別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告する。

記

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	18.6 (25.0)	93.7 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないので、それぞれの赤字比率は「—」で表している。
- 2 括弧内は栗山町における早期健全化基準を表している。